別記様式第１号（第５条関係）

がんばる外国人キャリアアップ応援企業補助金交付申請書

　　年　　月　　日

宮城県知事　殿

申請者　住　　所

　　　　名　　称

　　　　代表者名

　　年度において、下記により補助事業を実施したいので、補助金等交付規則第３条の規定により、関係書類を添えて次のとおり交付を申請します。

記

１　交付申請金額

|  |
| --- |
| 金　　　　　　円 |

２　添付書類

(1) 収支予算書（別記様式第１号別紙１）

(2) 誓約書（別記様式第１号別紙２）

(3) キャリアアップ計画書兼実績報告書（別記様式第１号別紙３）

(4) 見積書の写しその他の補助対象経費の積算の根拠となる資料

(5) 県税納税証明書（発行から３か月以内のもの）

(6) 補助事業の対象となる外国人材の在留資格を証明する書類（在留資格認定証明書又は在留カードの写し等）

(7) 補助事業の対象となる外国人材を雇用していること又は雇用を予定していることを証明する書類（雇用契約書の写し又は採用通知書の写し等）

(8）その他知事が必要と認める書類

別記様式第１号別紙１（第５条関係）

収支予算書

１　収入内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額 | 資金の調達先 |
| 自己資金 | 円 |  |
| 借入金 | 円 |  |
| 補助金 | 円 | 宮城県 |
| その他 | 円 |  |
| 合　計 | 円 |  |

※補助金欄は、補助対象経費の１／２以内の金額を記載すること

※合計は、２　支出内訳（３）と同額となること

２　支出内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象事業 | 経費区分 | 金額 | 積算基礎 |
| 項目 | 細目 |
| （１）外国人材の日本語能力向上に対する支援 |  |  | 円 |  |
| 小計① | 円 |  |
| （２）外国人材の技能習得に対する支援 |  |  | 円 |  |
| 小計② | 円 |  |
| （３）補助対象経費(①＋②) | 円 |  |

※税抜きの金額を記載すること

別記様式第１号別紙２（第５条関係）

誓　約　書

当社は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員名簿を警察に提供することについて同意します。

記

１　補助事業者として不適当な者

（１）暴力団（暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）事業者（暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）第２条第７号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

（３）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事　殿

　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

役員等に関する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | フリガナ | 住　　所 | 生年月日（和暦） | 性別 |
| 氏名 |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |



別記様式第１号別紙３（第５条関係）